

# はじめに

---

「子どもの権利に関する条約」が1989（平成元）年に国連で採択され、日本においても1994（平成6）年に批准されました。小金井市では2001（平成13）年から「のびゆくこどもプラン小金井」を策定し、子どもの最善の利益を支え、子どもの権利を尊重するために、子ども自身が十分尊重される地域社会の土台作りとして「子どもの権利条例」を策定することを掲げました。策定段階では、市内の小中学生、高校生世代の子ども参加のもと議論を積み重ね、2009（平成21）年に「小金井市子どもの権利に関する条例」（以下「子どもの権利条例」という。）が制定されました。

子どもの権利条例では、「子どもは、その年齢や成長に応じ、おとなのかかわりや子どもどうしのかかわり合いの中から、互いの権利の尊重、社会での役割や責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。」（第1条）としています。一方、その過程の中で、自分の心が傷ついたり相手の心を傷つけてしまったり、自分がつらい思いをしたり相手につらい思いをさせてしまったりすることもあります。同条例には、子どもの権利の侵害に関する相談と救済の項目（第16条）がありますが、具体的な制度や仕組みについては定められていませんでした。

「のびゆくこどもプラン小金井」では、当初から子どもの権利条例の策定とともに、子どもの声を聞き「子どもにとっていちばんいいこと」を、一緒になって考える子どもオンブズパーソン（公的第三者機関）の設置について、実施を含めて検討するとしてきました。その後、継続的に議論が続けられ、2020（令和2）年3月から子ども・子育て会議に子どもの権利部会を設置し、本格的な検討が始まり、2022（令和4）年2月17日に「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」（以下「子どもオンブズ条例」という。）が制定されました。

子どもオンブズパーソンとは、子どもの利益・権利の擁護・促進を目的とし設置されているオンブズマン制度の一形態で、日本では条例に基づいてこのような制度を設置している自治体は、全国で40程度あります。子どもオンブズパーソンの機能としては、①子どもの相談対応、個別救済機能、②個別の案件から浮かび上がった課題や問題点をもとに、関係機関等に意見を表明したり、是正を要請したりすることにより、現状や制度を改善していく機能、③子どもの権利侵害の状況が改善されたか、制度上の問題が改善されたかについてのモニタリング機能、④子どもの権利についての普及啓発、教育機能に整理することができます。国連・子どもの権利委員会においてもその必要性が強調されており、このような独立機関を設置するよう締約国に対して奨励しています。

子どもオンブズ条例では、「子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるため、市長の附属機関として、小金井市子どもオンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を置く。」（第1条）と規定しています。そして、オンブズパーソンの職務の内容としては、個別の子どもの権利侵害に関する相談・救済にとどまらず、申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告等を行うことができること、子どもの権利に関する普及啓発を行う

こととしています（第 3 条）。あわせて、責務としては、「子どもの権利を実現するために、子ども一人一人に寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、当該子どもにとって一番良い方法を子どもと共に考えていくよう努めなければならない。」（第 8 条）などと規定しています。これはまさに、子どもの権利条例が目指す「子どもが権利の主体であるということにもとづいて、子どもにとって大切な権利を、子どもにもおとなにもはっきり分かるようにし」、「すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくること」と関連して、「子どもの権利を実現する文化及び社会をつくる」ためにオンブズパーソンが設置されたことを示しています。

2022（令和 4）年 4 月に私を含むオンブズパーソン 2 名が委嘱され、同時期に相談・調査専門員 2 名、7 月に 1 名が採用されました。オンブズパーソンの活動支援、市組織との連携・調整等を担う役割として事務局 1 名が配置され、相談室の開設に向け準備をしました。まずは、リーフレットやカード、市民向け紹介資料「【子どもオンブズパーソン】開設・運用にあたって」の作成などを通じて、会議を重ねる中で子どもオンブズ条例の解釈や制度理解を図り、相談や申立て受付のための各種資料作成に着手しました。

併行して、近隣自治体への視察や各種研修を実施し、オンブズパーソンの運営実態を学びました。7 月から 8 月にかけては、開設記念イベントとして「オンブズからの挑戦状—公衆電話をさがせ！—」を行い、大きな反響を得ました。関係機関等への周知・広報としては、小中学校校長会等の各種連絡会等に訪問したり、メディアを通じた発信や意見交換会などに参加したりするなど、制度や相談室の開設、開設記念イベントなどについて発信してきました。9 月の相談室開設後は、制度や相談室の案内、活動の状況などについて、各種連絡会等や市立小中学校への挨拶など周知・広報の機会を積極的に展開しました。あわせて、機関紙を配布したり、学校や児童館に出かけたりするなど、子どもに対する周知・広報を行ってきました。

相談活動については、子どもの権利条約の一般原則である「生命への権利、生存および発達の確保」「子どもの最善の利益の第一次的考慮」「子どもの意見の尊重」「いかなる差別の禁止」を念頭に置き、子どもに寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、子どもにとって一番良い方法を子どもとともに考えていくことを活動の基本にし、子ども主体の解決を目指してきました。相談や支援の過程においては、常に子ども自身のエンパワメントとそのための周囲への働きかけを心がけ、出会えた子どもや保護者の元気を回復する姿に力づけられました。

2022（令和 4）年 4 月にオンブズパーソンとして委嘱され、相談業務としては 9 月に相談室開設して以降 2023（令和 5）年 3 月まで、子どもオンブズパーソン、相談・調査専門員、事務局が力を合わせてオンブズパーソンとしての業務を遂行し、ここに 2022（令和 4）年度活動報告書を発行することができました。ふり返る中で見えてきた、成果と課題を踏まえつつ、次年度の活動に繋げていく所存です。

小金井市代表子どもオンブズパーソン  
半田 勝久

